

ブラックスタート機能公募（2030 年度向け）の 意見募集で頂いたご意見に対する回答一覧

関西電力送配電株式会社

意見募集でいただいたご意見に対する回答

番号	種類	該当箇所	ご意見	回答
1	募集要綱 (契約書)	9 主な契約条件 (2) (第 12 条 1 項)	<p>現行案においては、「基本料金に係る覚書の締結時に算定される基本料金は、入札時の期待利潤および期待利潤の減少分を用いて算出される基本料金を上回らないものといたします。」と記載されており、この記載に基づくと、入札時点から期待利潤が減少した場合、入札事業者において必要な費用を回収できない事態が生じる。</p> <p>また、期待利潤の再算定の結果、基本料金が入札時点において算定された額を下回った場合には減額が行われる一方で、当該額を上回った場合には増額が認められないため、入札事業者に一方的な不利益を課すものであり、一般送配電事業者との関係において公平性を欠くものと考える。</p> <p>基本料金の算定精度を高める観点から、実需給年度の前年度において再算定を実施すること自体については理解するが、その再算定の結果として、入札事業者のみが不利益を被ることとなるよう、上回った場合には増額を認めていただきたい。</p>	<p>条件をすべて満たす場合に限り、増額を認めるものといたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本料金の増額が、入札以降に発生した法令・制度の変更、または契約電源等の活用にかかる市場の価格変動のいずれかにより生じたものであること。 ・ 前号の法令・制度の変更または市場の価格変動が、応札者に責のないものであり、かつ他の応札者にも等しく影響を及ぼすものであること。 ・ 再算定の基礎となる期待利潤および期待利潤の減少分等の算出において、合理的かつ客観的に妥当であると認められる根拠および資料が提出されること。 ・ 再算定の結果、算出された基本料金が合理的かつ客観的に妥当であると、乙が認めること。
2	募集要綱 (契約書)	9 主な契約条件 (5) (第 12 条 4・5 項)	<p>ブラックスタートに係る必要電力 (kW) または必要電力量 (kWh) については、入札事業者に決定権はなく、一般送配電事業者からの通知に基づき決定されるものと認識している。</p> <p>このため、必要量の増加に伴い部分退出が生じ、それにより容量市場においてペナルティ費用が発生した場合であっても、その責任は入札事業者ではなく、通知元である一般送配電事業者にあると考える。</p> <p>したがって、増加した場合の協議については削除いただきか、一般送配電事業者にて全額負担いただく旨の記載をしていただきたい。</p> <p>また、必要量が減少した場合における取り扱いについても明示いただきたい。</p>	<p>ブラックスタートに係る必要電力 (kW) または必要電力量 (kWh) の変更となった原因や事情を踏まえ、現時点で一送が負担すると明確に整理されていないと考えております。</p> <p>そのため、該当する事象が発生した場合には、具体的な原因や事情の詳細、発生時の市場等の状況、さらに審査会合等での議論等があれば、それらの内容を十分に踏まえたうえで、協議を通じて適切に対応させていただきます。</p> <p>また、必要量が減少した場合の取り扱いについても、同様に具体的な状況等を精査しながら、協議を通じて対応させていただきます。</p>
3	募集要綱	6 入札の条件 (2) b.	停止期間に関して、大型工事により 1 年間のうち 10 ヶ月程度の停止を予定している場合、入札条件を満たしているとの理解でよいか。	<p>許容される停止期間は、他の落札したブラックスタート電源との補修調整の状況によるため、設定しておりません。</p> <p>なお、長期停止に関して入札前にお問い合わせください。</p>

他の一般送配電事業者による意見募集でいただいたご意見に対する回答

番号	種類	該当箇所	ご意見	回答
1	募集要綱	4 入札単位および募集規模(2) 7 入札価格、逸失利益相当額および最低保証額(3)	<p>対象系統について、系統対策にて募集を取り止める場合、ブラックスタート機能のために投資した費用が未回収となる恐れがあるため、前年までに募集を取り止める旨の通知をする等の明記いただけないか。</p> <p>また、現在の募集要綱の入札価格は「契約電源等を維持するために要する年間費用」となっているため、当該未回収費用を算入できるような記載としていただけないか。</p>	<p>対象系統における募集を終了する場合には、募集の終了を決定した時点(系統対策工事計画の立案等)以降、募集要綱へ最終公募年度を記載すること等により通知させて頂く予定です。</p> <p>事業者さまの事業性確保の観点から、ご意見のとおり、未回収リスクのある費用を募集取止めまでの期間に応じて年間費用として計上可能とする旨を追記いたします。</p>